

各省庁 PFI 担当局長 殿
各都道府県 PFI 担当部長 殿
各都道府県市区町村担当部長 殿
各政令指定都市 PFI 担当部長 殿

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）（公印省略）

PFI 事業における新型コロナウイルス感染症に伴う影響に対する対応等について

平素より PFI の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

PFI (Private Finance Initiative) は、公共施設等の整備や運営において、設計・建設のみならず維持管理・運営までを民間事業者に長期に委ねることにより、民間の創意工夫を活かした良好なサービスの提供を確保しようとするものです。新型インフルエンザ等対策特別措置法第 18 条の規定に基づいて定められている「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 5 月 25 日変更）においては、緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県においても、インフラ運営関係や安全安心に必要な社会基盤など国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務については、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続することとされております。

今般、PFI 事業の適正かつ確実な実施の確保のため、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により PFI 事業の安定的な維持管理・運営等に支障が生じる場合の考え方を示すとともに、PFI 事業者と誠意をもって協議すること、PFI 事業者への支援等につき要請いたしますので、PFI 事業契約の内容等を踏まえた上で、適切にご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

各都道府県市区町村担当課におかれては、貴都道府県内市区町村（政令指定都市を除く。）に対しても本通知について周知いただくようお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症が PFI 事業に及ぼす影響と不可抗力との関係について

内閣府が策定している「PFI 標準契約」、「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」及び「契約に関するガイドライン」において「不可抗力」とは、天災など PFI 事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（以下、「PFI 法」という。）第 2 条第 5 項での「選定事業者」を示す。）と公共施設等の管理者等（PFI 法第 2 条第 3 項での「公共施設等の管理者等」を示す。以下、「管理者等」という。）双方の責に帰すことができないものとされております。新型コロナウイルス感染症の影響により通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしても事業の設計・建設・維持管理・運営等に支障が生じるといえる場合は、基本的に「不可抗力」によるものと考えられます。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響に対する対応について

不可抗力発生時の対応に関して、「契約に関するガイドライン」では、業務内容の変更や不可抗力事由による合理的な損害又は増加費用の分担等対応方法について、管理者等と PFI 事業者で協議を行うこととされており（同ガイドライン 2-2-9 及び 3-6）、また、PFI 事業契約締結時には想定しえないリスクの顕在化など PFI 事業契約に定めのない事項について解決しなければならない場合等に、当事者間で誠意をもって協議することとしています（同ガイドライン 6-8）。

なお、当事者間でその分担方法について協議を行うべき不可抗力による損害、増加費用等の中には、基本的に物件以外の損害等も含まれると考えられます。

新型コロナウイルス感染症の拡大のように、想定外の災害リスクの増大や著しい事業環境の変化等により、リスク分担が著しく不適切になった場合には、管理者等においては、各 PFI 事業契約や同ガイドラインの考え方を踏まえた対応を基本としつつ、新型コロナウイルス感染症により生じたこれらの影響や、その影響が長期化しうること等を勘案して、新型コロナウイルス感染症の影響により生じる損害や増加費用等の分担の在り方、サービス対価、サービス要求水準、将来の投資計画等の見直しについて、PFI 事業者と誠意をもって協議を行い、柔軟かつ適切に対応いただきますようお願いいたします。

3. PFI 事業者への支援について

新型コロナウイルス感染症により、管理者等及び PFI 事業者の財務状況が悪化するなどの影響も懸念されるところ、公共サービスの安定的・継続的な提供、地域経済の活性化を図るためには、PFI 事業の安定的・継続的な運営を確保することが重要と考えられます。各省庁、各地方公共団体においては、新型コロナウイルス感染症により著しく事業環境が変化し、その影響が長期化しうること等を踏まえ、PFI 事業者に対して、新型コロナウイルス感染症に関する補助金、支援金、交付金等を活用する等、必要な支援を行っていただくようお願いいたします。

以上